

平成27年度点検結果（判定区分Ⅳ）

資料3

○判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置を実施。

<判定区分Ⅳの構造物>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	現在の措置状況	今後の予定
金沢市	ニマイハン にまい橋	準幹線556号金石・大野線	1913年	主桁の腐食	路肩通行規制	H29工事予定
七尾市	オクハラ ゴウハン 奥原5号橋	市道奥原19号線	1955年	主桁の鉄筋露出・鉄筋破断 横桁、床版の鉄筋露出	通行止	撤去予定
七尾市	ノザキ ゴウハン 野崎1号橋	市道能登島31号線	1977年	床版の鉄筋露出・鉄筋破断・うき	通行止	H29工事予定
小松市	ムメイハン 無名橋7009	市道尾小屋新丸線	不明	上部工、下部工の広範囲でコンリート剥落、鉄筋露出	通行止	撤去予定

○トンネル他、点検対象施設

該当なし

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

○判定区分Ⅳの施設はありません。

<判定区分Ⅳの構造物>

○橋梁

該当なし

○トンネル他、点検対象施設

該当なし

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態